

ご支援いただけたことで  
自身のキャリアの中でも  
実験的な作品、展示ができ、  
新たな表現をするための  
ステップアップになるような  
期間を過ごせました。

この制度により、幾人もの方々の  
協力を得ながら、幸いにも半年  
後に願いが叶って実現することが  
できました。  
夢のようです。

京都の文化芸術・文化財保護をご支援ください

# Arts Aid KYOTO

京都市連携・協働型文化芸術支援制度

ご支援、  
本当にありがとうございました！

Arts Aid KYOTOの  
支援がなければ  
作品を上演することは  
できませんでした。

◀文化財保護

本制度を活用して  
事業を実施したい方



詳しくは下記URLをご確認のうえ、ご応募いただきますようお願いいたします。  
URL:<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000289846.html>  
URL:<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000303310.html>

本制度への  
寄付をお考えの方



詳しくは下記URLをご覧いただき、ご支援を賜りますようお願いいたします。  
URL:<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000289848.html>  
URL:<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000304001.html>



京都の文化芸術をあなたの応援で支える  
“京都の文化芸術支援に特化した”寄付ポータルサイト



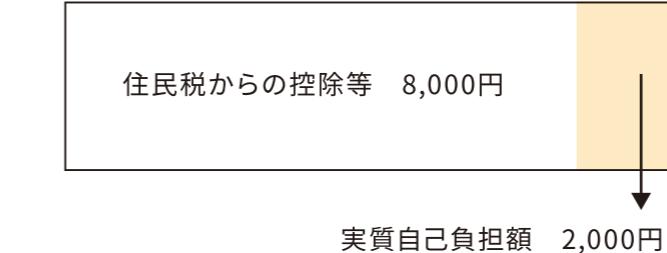
こちらからオンライン  
決済等で寄付いただけます。

## 寄付控除割合のイメージ

### ○個人寄付

- 都道府県・市区町村に対してふるさと納税（寄付）をすると、確定申告を行うことで、その納税額のうち2,000円を超える部分について、原則として所得税及び個人住民税から全額が控除されます。（控除される金額には、収入や家族構成に応じて一定の上限があります。）

### ■寄付総額10,000円の場合



### ■全額控除されるふるさと納税額(年間上限)の目安

(例)夫婦共働き・子ども1人(高校生)の場合

年収450万円  
上限目安41,000円

年収1,000万円  
上限目安166,000円

※総務省ふるさと納税ポータルサイトより  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_zeisei/czaisei\\_seido/furusato/mechanism/deduction.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei_seido/furusato/mechanism/deduction.html)

### ○企業版ふるさと納税

- 令和2年度の改正により、税の軽減効果が寄付額の最大約9割（改正前は約6割）となりました。これにより、企業の負担がさらに軽減され、これまで以上に利用しやすい制度となりました。
- 1回あたり10万円以上の寄付が対象となります。
- 本社が京都市に所在する法人の寄付は対象外となりますので、ご留意ください。

損金算入※

税額控除 6割

約3割	①法人住民税+②法人税 4割	③法人事業税 2割	負担 約1割
-----	-------------------	--------------	-----------

通常の寄付

企業版ふるさと納税を活用した寄付

※地方公共団体に寄付した場合は、その全額が損金算入されるため、寄付額の約3割（法人実効税率）相当額の税の軽減効果があります。

### ■科目ごとの特例措置

- ①法人住民税 寄付額の4割を税額控除（法人住民税法人税割額の20%が上限）
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄付額の1割を限度（法人税額の5%が上限）
- ③法人事業税 寄付額の2割を税額控除（法人事業税額の20%が上限）

## 寄付の流れ

### 寄付のお申し出

「寄付申出書」の提出  
本市から「納付書」送付

Kyoto Art Donationから寄付したい事業を選ぶ  
クレジットカードで即時オンライン決済

### 寄付の提供

本市から寄付金の  
受領証明書等を送付

税の申請

## お問い合わせ

【文化芸術】京都市役所 文化市民局 文化芸術都市推進室 文化芸術企画課

TEL:075-222-3119 E-MAIL:bunka-art@city.kyoto.lg.jp

【文化財保護】京都市役所 文化市民局 文化芸術都市推進室 文化財保護課

TEL:075-222-3130 E-MAIL:bunkahogo-kihu@city.kyoto.lg.jp

# 文化財保護

# Arts Aid KYOTO

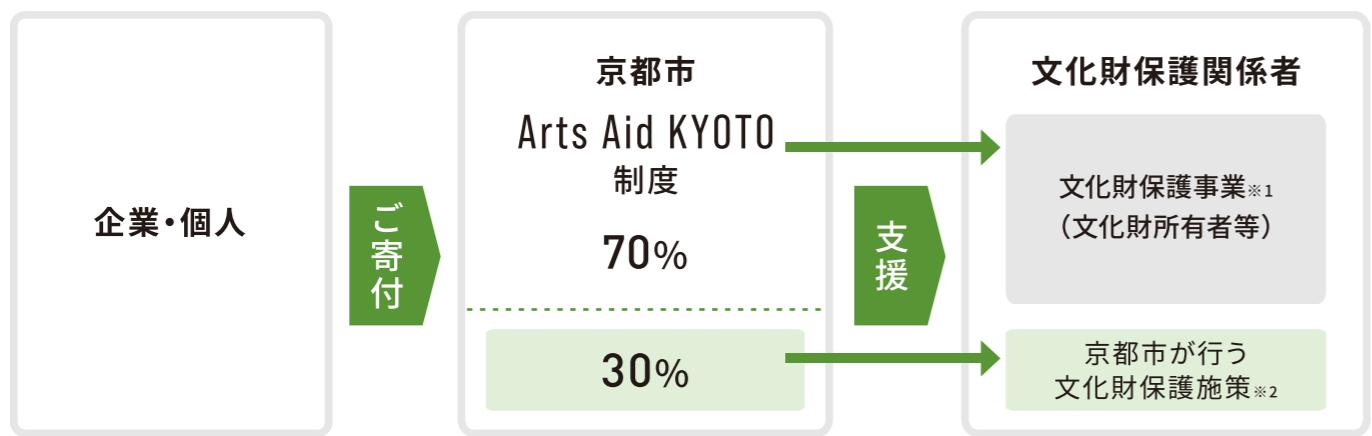
京都市連携・協働型文化芸術支援制度

百年先、千年先まで。大切な文化財を後世へつなぐ

京都市では、大切な文化財を後世へつなぐため、令和4年9月から「Arts Aid KYOTO」（京都市連携・協働型文化芸術支援制度）の支援対象に、文化財の保護のための事業を追加しました。

ご賛同いただける皆様のご支援をお願いします。

## 本制度の基本的な仕組み



### ※1 支援の対象とする文化財保護事業

文化財保護事業で市長が適当と認めるもの。



重要無形民俗文化財 京都祇園祭の山鉾行事



京都市指定有形文化財 本能寺跡出土品



名勝 無鄰菴

- 備考**
- ご寄付は個人寄付、企業版ふるさと納税、協賛など、さまざまな方法でお受けしております。
  - ご寄付の一部は、オンライン決済の手数料など事務費にも充てさせていただきます。

## 2種類のご支援方法

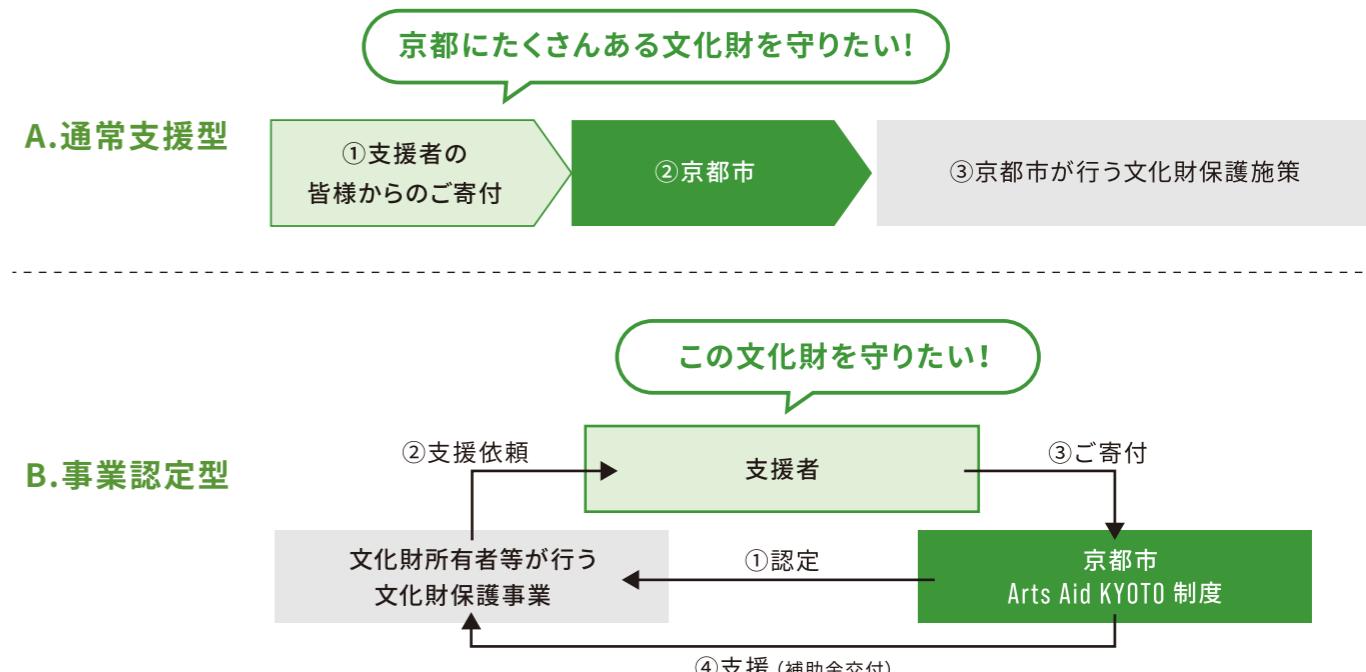
### A.通常支援型

- 個人・企業等から京都市が行う文化財保護施策全般（事業を特定する場合も含む）への支援・協力（個人寄付、企業版ふるさと納税等）を受ける。
- 文化財所有者等への支援（京都市指定・登録文化財等への修理助成等）をはじめとする、本市の文化財保護施策に活用。

### B.事業認定型

- 文化財所有者等から支援の相談・申請を本市が受け（随時）、審査のうえ支援予定事業として認定。
- そのうえで、文化財所有者等自らが個人・企業等に対して支援・協力を依頼し、支援の意向を獲得。
- その後、支援者から本市が寄付（個人寄付、企業版ふるさと納税等）を受け、当該文化財所有者等に事業支援（補助金）を行うほか、一部をより広く文化財保護施策に活用。

## 支援までの流れ



## 本制度（事業認定型）の活用対象者・分野等

### 対象者

文化財保護事業を行う個人又は団体（法人含む。）

・文化財の管理、修理、公開、復旧、活用及び文化財に関する記録の作成並びに文化財の伝承者の養成（ただし、活用については、文化財の価値の発信に繋がるような内容であること。）

・文化財を保存するために必要な伝統的な技術又は技能の保存

・有形文化財又は記念物の周辺の環境の保全

・その他、市長が文化財を保護するために必要と認める事業

### 対象事業

〈文化財とは〉  
京都市内に存する文化財保護法第2条第1項第1号から第4号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物で、以下の条件を満たすもの  
・文化財保護法、京都市文化財保護条例又は京都府文化財保護条例の規定により、指定又は登録されたもの又は  
・市長が特に保護する必要があると認めるもの（ただし、建造物、美術工芸品及び有形民俗文化財については昭和20年以前のもの、無形民俗文化財については昭和20年以前に存在し、現在も継承しているものとする。なお、無形文化財及び記念物については指定又は登録されたものに限る。）

### 顕彰等

・支援いただいた方のお名前、企業名は京都市が運営するホームページやパンフレット等に掲載させていただきます。